

五泉市農業委員会

令和4年 第9回 定例総会議事録

会議開催 令和4年9月30日(金) 午後2時00分
場 所 五泉市福祉会館 3階 大会議室

出席委員(19人)

1番 大湊 弘明	2番 渡辺 清滋
3番 今井 聡	4番 亀山 公子
5番 大槻 彰吉	6番 高橋 喜美子
7番 川村 孝雄	8番 林 毅
9番 権平 孝男	10番 金子 信行
	12番 長谷川 亘
13番 渡邊 利雄	14番 羽賀 隆
15番 阿部 伸由	16番 樋口 勝俊
17番 酒井 美奈子	18番 加藤 健一
19番 松尾 タカ子	

欠席委員

11番 小泉 和吉

関係説明者

局 長	山口 広也	次 長	五十嵐 敦
村松事務所長	本間 泰巳	係 長	阿部 隆
主 査	松村 徹		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

地利用集積計画について

局長 それでは、ご案内の時間となりましたので、令和4年第9回定例総会を開催いたします。

会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第4条により議長として進行をお願いいたします。

会長 ～～あいさつ～～

議長 ただいまから、令和4年第9回総会を開会いたします。

日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19人中、18人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

なお、11番 小泉和吉 委員より欠席の通告がありましたので報告いたします。

議長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

～～「異議無し」の声あり～～

議長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

～～「異議無し」の声あり～～

議長 それでは、議席番号13番 渡邊利雄 委員、12番 長谷川亘 委員にお願いします。

また、議事録の記録員は、事務局阿部係長にお願いします。

続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。

調査班の班長9番 権平孝男 委員から報告してもらいます。

調査班長（権平孝男 委員）

はい議長。議席番号9番、現地調査班 権平です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として9月の農地パトロールを実施しました。

本日9時00分から私ほか、加藤 代理、五十嵐 推進委員、坂田 推進委員と、事務局の本間所長、阿部係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、三本木3丁目、伊勢の川、山崎、五泉字中野、元白山、行塚、馬場

町2丁目、太田2丁目、笹堀、論瀬。

村松地区では、刈羽、牧、村松字茨塚、矢津等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 ありがとうございます。只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。
続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。
最初に、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。
この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。
3 ページの番号1番は、関係委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係委員 退室)

議 長 「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番について事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。
個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3 ページをご覧ください。番号1番は、売買での所有権移転の案件となります。
譲受人の経営規模拡大のため、畑2筆、合計面積171㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

10 ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（権平孝男 委員）

はい議長。説明いたします。

番号1番は三本木3丁目地内の畑でありました。
特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。
「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番は、原案のとおり決定されました。
関係委員は、入室して下さい。

(関係委員 入室)

続きまして、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番を除く案件について、事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。
今回の農地法第3条の規定による許可申請は、先ほどご審議いただいたものを含め、総数4件で、売買が2件、贈与が1件、使用貸借が1件となります。
3ページをご覧ください。番号2番は、売買での所有権移転の案件となります。
譲受人の経営規模拡大のため、畑1筆、面積138㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

11ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3ページに戻っていただき、番号3番は、贈与での所有権移転の案件となります。
共有名義の農地について、所有権の集約を図るため、田6筆、合計面積5,162㎡を兄弟間で贈与するものです。これにより、4名の共有名義であったものが2名の共有名義となります。

12ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を

満たすと事務局では判断しております。

4 ページをご覧ください。番号 4 番は、使用貸借の案件となります。譲受人の経営移譲年金の受給資格の維持のため、田 30 筆、畑 2 筆、合計面積 27,842 m²を親子間で無償で貸し借りするものです。

13 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（権平孝男 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 2 番は刈羽地内の休耕畑、番号 3 番は伊勢の川および山崎地内の田、番号 4 番は横町 3 丁目等の田および畑でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 　　ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 　　無ければ、採決に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 1 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 　　挙手全員でありますので、「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 1 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 　　はい、議長。

議 長 　　阿部係長。

阿部係長 　　はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第 4 条の規定による許可申請は、総数 1 件であります。

17 ページをご覧ください。番号 1 番は太田 2 丁目地内の登記地目田 1 筆、面積 967 m²を宅地分譲とする永久転用案件であります。

24 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-
(ア) -b-(c)」であります。申請地は、太田 2 丁目地内の都市計画用途地域内のため、第 3 種農地と判定されます。第 3 種農地は原則的に転用を認めるとされており、
周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (権平孝男 委員)

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は太田 2 丁目地内の休耕畑で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第 5 条の規定による許可申請は、総数 2 件で、賃貸借 2 件であります。

27 ページをご覧ください。番号 1 番から番号 8 番はひとつの案件であります。笹堀地内の田 12 筆、合計面積 11,771 m²を砂利採取場とする一時転用案件で、賃貸借となります。

37 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-（イ）-c」であります。

申請地は、笹堀地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

29 ページをご覧ください。番号 9 番と番号 10 番はひとつの案件であります。こちらは先ほどご説明した案件の隣接地で、笹堀地内の田 2 筆、合計面積 1,970 m²を砂利採取のための搬出入路とする一時転用案件で、賃貸借となります。

44 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-（イ）-c」であります。

申請地は、笹堀地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 （権平孝男 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番から番号 8 番は笹堀地内の田、番号 9 番と番号 10 番は笹堀地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」の、「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい。議長説明いたします。

47 ページをご覧ください。今月は4件の申し出がありました。

番号1番から4番の内容については、令和4年9月15日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号1番、2番は、売買の案件です。

番号1番は、合計面積1,569㎡、番号2番は、合計面積1,767㎡、これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

番号3番、4番は、交換の案件です。

番号3番は、合計面積975㎡、番号4番は、面積988㎡、それぞれを交換し、所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「通常案件」についてお諮りします。この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

52ページの番号5番は、関係委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係委員 退室)

議長 「通常案件」の番号5番について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。
52 ページをご覧ください。番号 5 番は利用権設定の再設定案件です。
番号 5 番は、合計面積 2,550、これらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。
これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。
「通常案件」の番号 5 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 5 番は、原案のとおり決定されました。
関係委員は、入室して下さい。

(関係委員 入室)

議 長 続きまして、「通常案件」の番号 5 番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。
先程、ご審議いただいたものを含め、今月の通常案件は再設定 8 件の申し出がありました。
49 ページからをご覧ください。番号 5 番を除く番号 1 番から 8 番つきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。
これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 5 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は
挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 5 番を除く案件は、原案のとおり
決定されました。

議 長 以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。

これをもちまして、令和 4 年第 9 回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 2 時 20 分 閉会)